

機関の定期的検査に関する事項

改正規則

鋼船規則 B 編

改正事項

機関の定期的検査に関する事項

改正理由

IACS は統一規則 Z18 にて機関の定期的検査について規定している。同統一規則においては、定期的検査の要件に加え、検査延期の条件も規定されている。

当該統一規則に対し IACS は、同統一規則の規定における機関の確認運転の実施時期を改めるとともに、ボイラ検査を延期する場合の条件に関しても、より明確な表現となるよう見直しを行い、2015 年 4 月に統一規則 Z18(Rev.5)として採択した。

このため、改正された IACS 統一規則 Z18(Rev.5)の規定を本会規則に取入れるべく、関連規定を改めた。

改正内容

- (1) 主機及び補機の確認運転を行う時期を入渠工事後から定期検査時に改めるとともに、定期検査時には確認運転を行わなければならない旨規定した。
- (2) 長期入渠工事において大規模な工事を行った際、検査員が必要と認めた場合に確認運転を行わなければならない旨規定した。